

# アゴラ・ブリタニカ（イギリス研究会）会則

平成23年10月8日制定

平成23年10月25日最終改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、アゴラ・ブリタニカ（イギリス研究会）（以下「本会」という。）と称し、その英文名を **Agora Britannika** とする。

(定義)

第2条 本会においてイギリスとは、イギリス連邦（Commonwealth of Nations、British Commonwealth）を指し、連合王国（United Kingdom）の他、かつてその植民地であった主権国家を含むものとする。

(目的)

第3条 本会は、イギリス研究に関心を有する者が、その研究分野や業界を超えて研究成果や情報の交換を行うこと、あるいは人的交流や研究支援の場を提供することを通して、イギリス研究の幅広い進展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を実施する。

- (1) 会員相互の研究上の交流と協力の促進
- (2) 研究会の開催、研究成果の公表
- (3) ニュースレター、名簿その他の刊行物の発行
- (4) 国内外における諸団体との交流及び協力
- (5) 若手研究者の育成に関する事業
- (6) その他、本会の目的達成に適當と認められる事業

## 第2章 会員

(会員の要件)

第5条 会員は、法律、経済、文学、教育、医学など様々な分野でイギリス研究を行う研究者、学生、関連企業・機関の職員、社員などで、本会の目的に賛同する者の申込みに基づいて、総会の承認を経た者とする。

(会員の種類)

第6条 会員は、通常会員と学生会員とする。

(会員資格の喪失)

第7条 会員は、次の場合には資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 除名

2 前項第3号の除名にあたっては、総会の承認を必要とする。

(年会費)

第8条 会員は、入会費、年会費を納入しなければならない。このほか、必要な場合には、

賛助金の拠出を求められることがある。年会費の額は、別に定める。

### 第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会の事業を運営するために、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 運営委員 10名程度
- (5) 監査 2名

(会長及び副会長)

第10条 会長は、運営委員会が推薦し、総会において任命される。

- 2 会長は、本会を代表し、本部事務局を定め、事務局長及び事務局員を選任し、会務を統括する。
- 3 会長は、副会長を任命する。
- 4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(幹事)

第11条 幹事は、会長が委嘱する。幹事は、会長の統括のもとで会務を分掌する。

(運営委員)

第12条 運営委員は、幹事が委嘱する。運営委員は、幹事の統括のもとで会務を処理する。

(監査)

第13条 監査は、会長が委嘱する。監査は、本会の会計を監査する。

(任期)

第14条 本会則第9条に掲げる役員の任期は、いずれも3年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員の任期の終了期限は、役員選挙年度の総会の終了日とする。

### 第4章 運営委員会

(運営委員会の開催)

第15条 運営委員会は、年1回以上これを開き、次の事項を審議し決定する。

- (1) 機関誌及び会報誌等の編集・刊行にかかわる事項の決定
- (2) 総会及び研究集会等にかかわる事項の決定
- (3) 予算案及び収支決算案の作成
- (4) その他、運営委員会が必要と認めた事項

(運営委員会の運営)

第16条 運営委員会は、会長、副会長、幹事、運営委員及び事務局長で構成される。

- 2 運営委員会は、構成員の4分の3以上(委任状の数を含む)の出席により成立する。
- 3 運営委員会における議事の決定は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

## 第5章 総会

(総会の開催)

第17条 総会は、本会の最高決議機関であって、年1回これを開き、本会の重要事項を審議し決定する。

(総会の運営)

第18条 総会は、構成員の10分の1以上(委任状の数を含む)の出席により成立する。

2 総会における議事の決定は、出席者の過半数の同意を要する。

## 第6章 会計

(経費・収入)

第19条 本会の経費は、本会則第8条に定める会費及び賛助金、並びにその他の収入をもって支弁する。

2 年会費は、次のとおりとし、毎年度4月末日までに納めなければならない。

(1) 通常会員 一万円

(2) 学生会員 五千円

3 入会費は、次のとおりとする。

(1) 通常会員 五千円

(2) 学生会員 五百円

4 新規に会員となった者は、総会で加入の承認を得た日の翌日から起算して1か月以内に、当該年度の年会費及び入会費を納めなければならない。

5 通常会員のうち、有期雇用契約者等の年会費および入会費は以下のとおりとする。

(1) 助教等、有期雇用契約者で就業形態が本務を有する者と同等の場合

年会費及び入会費は通常会員と同額とする

(2) 退職者や非常勤講師等で本務を有さない場合

年会費及び入会費は学生会員と同額とする

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

## 第7章 雑則

(会則の改正)

第21条 本会則の改正は、運営委員会の議を経て、総会において決定する。

(その他)

第22条 本会則に定めのない事項については、運営委員会の議決による。